平成２４年（再）第７１号
東京都中央区日本橋小伝馬町10番５号
再生債務者　総合ビルセンター株式会社
主文　本件再生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての再生債権者は、再生債務者の財産に対し、再生債権に基づく強制執行又は仮差押え若しくは仮処分の執行をしてはならない。
平成24年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２４年（再）第７１号
東京都中央区日本橋小伝馬町10番５号
再生債務者　総合ビルセンター株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区西新橋１丁目15番１号大手町建物田村町ビル９階　萱場健一郎法律事務所　弁護士　萱場健一郎
平成24年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第６８号
東京都墨田区東駒形３丁目５番10号
再生債務者　メルクス株式会社
１　決定年月日時　平成24年６月14日午前９時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月17日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年８月22日から平成24年８月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

書面による決議に付する決定

平成２４年（再）第１号
福島県二本松市雄平台15番地
再生債務者　安達太良観光開発株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年５月11日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成24年７月30日まで
平成24年６月18日　福島地方裁判所

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１７号
福島県いわき市勿来町関田宮前36番地
再生債務者　磐城造林株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年５月31日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年９月４日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年８月27日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年８月21日
平成24年６月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第３５号
東京都江戸川区東小松川２丁目14番14号
再生債務者　小松　春久
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月８日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月24日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年７月17日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年７月10日
平成24年６月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第４６号
東京都台東区寿１丁目５番10号
再生債務者　株式会社Ｃ＆Ｉ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ
１　決議に付する再生計画案　平成24年６月11日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月25日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年７月17日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年７月11日
平成24年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２４年（再）第３９号
東京都練馬区関町東１丁目６番10号　ラベルリーマンション203
再生債務者　**唐**澤　成人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２２年（再）第９０号
埼玉県川口市川口１丁目５番14―2602号　スカイフロントタワー
再生債務者　有限会社アンドニュー
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区有楽町１―６―４　千代田ビル７階　日比谷見附法律事務所　弁護士　石田　惠美
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成24年６月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第４５号
横浜市港北区菊名７丁目５番25号
再生債務者　インターナショナルシステム株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都中央区銀座６―13―16　銀座ウォールビル９階　橋元綜合法律事務所　弁護士　鈴木　道夫
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年６月15日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第５３号
埼玉県所沢市大字上山口1923番地の１
再生債務者　宮崎　　学
１　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月６日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月20日から平成24年７月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第４号
秋田市飯島道東１丁目18番８号
再生債務者　柴田　英夫
１　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月23日から平成24年７月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第６９号
さいたま市北区今羽町114番地　コスモ大宮ガーデンシティ114号
再生債務者　月岡　浩介
１　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月23日から平成24年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第４号
千葉県いすみ市岬町椎沢1024番地８
再生債務者　小藤　貴志
１　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月23日から平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所一宮支部再生係

平成２４年（再イ）第２０号
静岡県藤枝市藤枝４丁目９番30―502号　マイキャッスル藤枝
再生債務者　田辺智恵子
１　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月９日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月18日から平成24年７月30日まで
静岡地方裁判所民事第２部